公　告

諸　事　項

工場財団

岡山県新見市西方704番地**備北粉化工業株式会社**の工場財団に福島県田村市大越町上大越字大日前２番地２備北粉化工業株式会社福島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年３月４日

福島地方法務局郡山支局

職員の免職処分

川崎西税務署　法人課税第３部門

財務事務官　米田　祐貴

国家公務員法第78条第３号により免職する。

平成 22 年２月 23 日

東京国税局長　荒井　英夫

下閉伊北区域農用地整備事業における明戸換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における明戸換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年３月４日

農林水産大臣　赤松　広隆

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジーソ　安藤　　真　岡山県笠岡市茂平1602―12　国土交通大臣許可（般―20）第20450号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹下技術コンサルタント　竹下　泰治　島根県出雲市里方町717番地　国土交通大臣許可（般―16）第7301号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業、さく井工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中国工業株式会社　野村　實也　広島県呉市広名田１丁目３番１号　国土交通大臣許可（特―18）第4500号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　広栄工業有限会社　片岡　一郎　広島県福山市大門町四丁目17番８号　国土交通大臣許可（般―20）第22823号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月９日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アオイテクノサービス株式会社　塩本千榮造　広島県広島市安佐南区相田１―１―26　国土交通大臣許可(特―16)第20144号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成22年２月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉崎組　吉崎　嘉典　徳島県徳島市応神町吉成字七丁原64―２　国土交通大臣許可（特―19）第14318号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月４日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成22年２月10日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＤＤＣ　大亀　清一　愛媛県松山市美沢１－９－１　国土交通大臣許可（特―19）第22334号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年１月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第５４号

長野県須坂市大字仁礼2536番地２号地

申立人　田中　俊伊

本籍長野県須坂市大字仁礼2452番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所長野県須坂市、死亡年月日昭和12年４月27日、出生の場所不明、出生年月日明治17年２月２日、職業不明

被相続人　亡　竹本むつい

長野県須坂市大字仁礼2536番地２号地

相続財産管理人　田中　俊伊

長野家庭裁判所